

保護者様 ㊤

平成30年5月1日

大阪市立島屋小学校
校長 楠本 智恵人

しゅうがくえんじょ しんせいきげん
就学援助の申請期限について

大阪市では子どもたちの学習が経済的な理由で妨げられることのないように就学援助制度を設けています。この制度は子どもたちの学校教育にかかる費用について、保護者の皆様の負担を軽減させるためのものです。

援助を希望されるご家庭で、申請がまだでしたら下記の受付期間中に学校へご提出ください。
なお、昨年度からの継続で援助を希望されるご家庭も、平成30年度分の申請書の提出が必要です。

記

しんせいしょうけつけきげん
申請書受付期限

~~税情報利用希望 (①②理由の申請で、~~

~~所得に関する添付書類は不要)~~ 5月15日(火)まで

・ 証明書類での審査希望 (最終受付期限になります)

6月29日(金)まで

- 申請用紙は昨年度ご家庭に配布しています。新たに用紙が必要な方は学校にお申し出ください。
- ご不明な点などがありましたら、学校または大阪市教育委員会学校経営管理センターへご連絡ください。

大阪市立島屋小学校 事務管理室 ☎06-6468-5991
学校経営管理センター 就学援助グループ ☎06-6575-5654

【就学援助認定者への援助内容】

- ・ 学校徴収金のうち 児童費・林間学習費・修学旅行費と大阪市学校給食費の実費が支給されます。
- ・ 1年生は入学準備学用品等補助金として40,600円が支給されます。
- ・ 治療の内容により学校医療券が発行されます。

いずれも詳細はすでに配布のリーフレットをご覧ください。